

令和
3年度

太陽光発電設備・蓄電システム

太陽熱温水器 設置補助金のお知らせ

太陽光発電設備

1kWあたり10,000円 上限 **80,000円**

蓄電システムと同時申請の場合

→ 上限 **100,000円**

蓄電システム

設置費用の1/3 上限 **100,000円**

太陽熱温水器

設置費用の1/5 上限 **30,000円**

受付期間 令和3年4月19日(月)～令和4年3月31日(木)

※受付は平日8:30～17:15の間に飯田市役所A棟3階 環境モデル都市推進課 窓口へ提出をお願いします。
※申請受付期間中であっても、申請額が予算額上限に達した時点で受付を締め切ります。

■ 補助の目的 ■

太陽光発電設備等を普及させ、地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進することで、地球温暖化防止につなげる。

■ 交付対象 ■

- ・飯田市の区域内にある建物等に設置した太陽光発電設備・蓄電システム・太陽熱温水器であること
※過去に市から各々の設備設置に関し、補助金等受けた者が設置したものを除く
- ・書類を令和4年3月31日までに整えて飯田市役所環境モデル都市推進課窓口へ持参したものであること

《太陽光発電設備》

- ・一般送配電事業者と締結した太陽光発電設備の系統連系受給開始日が令和3年3月1日～令和4年3月31日であること

《蓄電システム》

- ・令和3年3月1日～令和4年3月31日の間に設置完了した機器であること
- ・一般送配電事業者と系統連系契約された太陽光発電設備が設置され、かつその設備で発電された電気を蓄電するシステムであること
- ・環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) 支援事業」の対象製品に登録された蓄電システムであること
※ガスなどから水素を取り出して発電した電気を蓄電するシステムは除く

《太陽熱温水器》

- ・令和3年3月1日～令和4年3月31日の間に設置完了した機器であること

■ 申請に必要な書類 ■

※様式は、市役所環境モデル都市推進課又はお近くの自治振興センターで入手していただくか、飯田市役所ホームページ 環境モデル都市飯田 (<http://www.city.iida.lg.jp/site/ecomodel/>) の各種補助金ページからダウンロードしてください。

《太陽光発電設備》

- ① 飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 太陽光発電設備の設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類(契約書の写し)
- ③ 太陽光発電設備の設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類(内訳書、見積書等の写し)
- ④ 太陽光発電設備の設置に係る費用の支払いを証明する書類(領収書の写し)
- ⑤ 太陽光発電設備を設置した建物の外観その他の当該設備の設置の状況が分かる複数の箇所の写真
- ⑥ 太陽光発電設備の型式、太陽電池パネルの設置枚数、当該設備の最大出力等を明示した配置図
- ⑦ 一般送配電事業者発行の「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し

《蓄電システム》

- ① 飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金交付申請書兼実績報告書(※太陽光発電設備と同時申請の場合は1枚で可)
- ② 蓄電システムの設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類(契約書の写し)
- ③ 蓄電システムの設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類(内訳書、見積書等の写し)
- ④ 蓄電システムの設置に係る費用の支払いを証明する書類(領収書の写し)
- ⑤ 蓄電システムを設置した建物の外観その他の当該設備の設置の状況が分かる複数の箇所の写真
- ⑥ 蓄電システムの型番、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所の分かる平面図
- ⑦ 一般送配電事業者と締結した太陽光発電設備の系統連系していることがわかる書類

《太陽熱温水器》

- ① 飯田市太陽熱温水器設置補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 太陽熱温水器の設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類(契約書の写し)
- ③ 太陽熱温水器の設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類(内訳書、見積書等の写し)
- ④ 太陽熱温水器の設置に係る費用の支払いを証明する書類(領収書の写し)
- ④ 太陽熱温水器を設置した建物の外観その他の当該温水器の設置の状況が分かる複数の箇所の写真

■ その他 ■

- ・申請受付時、上記の書類が全てそろっている場合に限り受付完了を証明する書類をお渡しいたします。補助金振込が確認できるまで保管してください。
- ・受付完了後、内容の審査をし、交付の可否を決定いたします。結果につきましては、申請後、概ね4週間以内に郵送にてお知らせいたします。交付決定となった方には、併せて請求書を送付させていただきます。必要事項をご記入のうえ、環境モデル都市推進課まで提出をお願いいたします。
- ・太陽光設備は固定資産税(償却資産)の申告対象となる場合があります。申告の詳細については、飯田市役所税務課へお問い合わせください。
▲飯田市役所 税務課 資産税家屋係 TEL.0265-22-4511 内線 5178

お問い合わせ先

飯田市役所 環境モデル都市推進課

飯田市大久保町2534 TEL0265-22-4511 内線3473・3474

環境モデル都市 飯田

検索